

## 身体拘束廃止推進事業の実施について

(平成 13 年 5 月 21 日)

(老発第 203 号)

(平成 17 年 10 月 18 日)

(老発第 1018003 号)

(各都道府県知事あて厚生労働省老健局長通知)

標記については、今般、別紙のとおり「身体拘束廃止推進事業実施要綱」を定め、平成 13 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

なお、本事業の実施に当たっては、「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成 13 年 4 月 6 日老発第 155 号本職通知)を参考にされたい。

(別紙)

### 身体拘束廃止推進事業実施要綱

#### 1 目的

介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止されたが、その趣旨を徹底し、実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要である。

本事業は、こうした観点から、各都道府県において、地域の実情に応じ、相談体制等を整備するなど現場における身体拘束廃止に向けた取り組みを支援していくことを目的とするものである。

#### 2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(5)アの看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた全国組織に委託して実施するものとする。

#### 3 事業内容

##### (1) 身体拘束廃止に関する相談体制の整備

介護保険施設等の介護・看護担当者や利用者、利用者の家族等の相談に応じ、身体拘束を廃止していくためのケアの工夫等について具体的な助言指導を行うための相談体制を整備する。

##### (2) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

身体拘束廃止に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図るため、介護保険施設関係者、居宅介護サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する。

##### (3) 身体拘束廃止に関する相談員の養成研修事業の実施

介護相談員や在宅介護支援センター職員等を対象とし、身体拘束廃止に関する基礎知識等に関する研修を行い、身体拘束廃止に向けた具体的な助言指導ができるような人材を養成する。

##### (4) 家族支援事業の実施

身体拘束廃止に対する家族などの理解を促すために、家族向けの講習会や住民向けの説

明会を開催する。

(5) 推進員養成研修事業の実施

施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員を対象として、講義・演習・自施設実習を通じて、身体拘束廃止に関する実践的手法を習得し、現場レベルで身体拘束廃止の取組を行う人材を養成する。

なお、本事業については、別紙 1（略）を参考に実施するものとする。

(6) 看護職員研修事業の実施

施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、医療的な観点からの身体拘束廃止に関する実践的、専門的手法を習得し、身体拘束廃止の取組を行う人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙 2（略）を参考に実施するものとする。

ア 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うことができるよう、専門的な知識・技術を習得し、各都道府県で実施される実務看護職員研修の企画・立案への参画、又は講師となる人材を養成する。

イ 実務看護職員研修

施設等の現場において、実際に身体拘束廃止を推進することができる看護職員（看護主任等）を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・秘術を習得させる。